

公益財団法人香川県スポーツ協会加盟団体規程の一部改正について

- ・公益財団法人香川県スポーツ協会加盟団体規程の一部を次のように改正する。
- ・次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(脱 退) 第7条 この会を脱退しようとする場合は、理由を付した<u>脱退届</u>を会長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 加盟団体が、本会定款第6条に掲げる資格を失ったとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められたときは、定款第9条2項により、退会させることができる。</u></p> <p>(負担金の清算) 第8条 加盟団体が前条第1項または第2項により脱退又は退会した場合は、既に納付した負担金は、理由の如何を問わず返還しない。</p> <p><u>2 脱退又は退会前に支払いの義務が生じた負担金は、直ちに納付しなければならない。</u></p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(脱 退) 第7条 この会を脱退しようとする場合は、理由を付した脱退願書を会長に提出しなければならない。</p> <p>第8条 (略)</p>

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- ※ 公益財団法人香川県スポーツ協会ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明・公表のため
[原則3](1)対応

公益財団法人香川県スポーツ協会役・職員倫理規程の一部改正について

- ・公益財団法人香川県スポーツ協会役・職員倫理規程の一部を次のように改正する。
- ・次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(倫理・コンプライアンス委員会の設置) 第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理・コンプライアンス委員会を設置する。ただし、<u>倫理・コンプライアンス委員会</u>は総務財務委員会をもって充てる。</p> <p><u>2 倫理・コンプライアンス委員会</u>の組織及び運営に関する事項については、専門委員会規程に準ずる。</p>	<p>(倫理委員会の設置) 第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。ただし、倫理委員会は総務財務委員会をもって充てる。</p> <p>2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、専門委員会規程に準ずる。</p>

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- ※ 公益財団法人香川県スポーツ協会ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明・公表のため
[原則4](1)対応